

20

災害マネジメント加算		(1日につき11単位を加算)	
小規模グループケア加算		(1日につき77単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×62/1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×25/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の80/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×8/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○機能訓練サービス費

基本部分			注	注				注	注		
			地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(791単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		
	(2) 定員21人以上40人以下	(707単位)									
	(3) 定員41人以上60人以下	(672単位)									
	(4) 定員61人以上80人以下	(644単位)									
	(5) 定員81人以上	(607単位)									
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満	(248単位)	× 965/1,000	× 70/100						1日につき58単位を加算	+15/100
	(2) 1時間以上	(570単位)									
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(732単位)									
ハ 共生型機能訓練サービス費		(696単位)									
ニ 基準該当機能訓練サービス費		(696単位)									
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)								
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)								
初期加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)								
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ)		(1日につき48単位を加算)								
	ロ リハビリテーション加算(Ⅱ)		(1日につき20単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき 150単位を加算)								
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)								
送迎加算			イ 送迎加算(Ⅰ)		(片道につき21単位を加算)		注 同一敷地内の場合 × 70/100単位				
			ロ 送迎加算(Ⅱ)		(片道につき10単位を加算)						
障害福祉サービスの体験利用支援加算			イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)		(1日につき500単位を加算)		注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
			ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)		(1日につき250単位を加算)						
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)								
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下	(1日につき57単位を加算)	注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く								
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)									
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき14単位を加算)									
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)									
	ホ 定員81人以上	(1日につき7単位を加算)									
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×57/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)								
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×41/1,000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×23/1,000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1,000)								
			(1月につき+所定単位×8/1,000)								

○生活訓練サービス費

基本部分			注	注					注	注	
			地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合又は	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合又は	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(744単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100	× 95 / 100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		+15 / 100
	(2) 定員21人以上40人以下	(664単位)									
	(3) 定員41人以上60人以下	(631単位)									
	(4) 定員61人以上80人以下	(606単位)									
	(5) 定員81人以上	(570単位)									
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満	(248単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100						1日につき58単位を加算	
	(2) 1時間以上	(570単位)									
	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(732単位)									
ホ 共生型生活訓練サービス費			× 965 / 1,000	× 70 / 100							
ヘ 基準該当生活訓練サービス費											
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)								
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)								
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)								
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)								
初期加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)								
医療連携体制加算			イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)								
			ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)								
			ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)								
			ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)								
個別計画訓練支援加算			(1日につき19単位を加算)								
短期滞在加算			イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算)								
			ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)								
精神障害者退院支援施設加算			イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算)								
			ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算			イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算)								
			ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)								
看護職員配置加算(Ⅰ)			(1日につき18単位を加算)								
送迎加算			イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算)								
			ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)								
障害福祉サービスの体験利用支援加算			イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)								
			ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)								
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)								
就労移行支援体制加算			イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算)								
			ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき24単位を加算)								
			ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき13単位を加算)								
			ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき9単位を加算)								
			ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×57 / 1,000)								
			ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×41 / 1,000)								
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23 / 1,000)								
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×28 / 1,000)								
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)			ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80 / 100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計								
			注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可								
			注3 指定障害者支援施設において行った場合								
			イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69 / 1,000)								
			ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50 / 1,000)								
			ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28 / 1,000)								
			ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×80 / 100)								
			ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80 / 100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計								
			注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可								
			注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9 / 1,000)								

○宿泊型自立訓練サービス費

注				
基本部分				
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合	(268単位)	利用者の数が利用定員を超える場合又は生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
	(2) 利用期間が2年を超える場合	(162単位)		身体拘束廃止未実施減算
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合	(268単位)	×70/100	減算が適用される月から2月目まで
	(2) 利用期間が3年を超える場合	(162単位)		3月以上連続して減算の場合×50/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)	減算が適用される月から4月目まで	減算が適用される月から2月目まで
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)	×70/100	×70/100
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)	×70/100	×70/100
地域移行支援体制強化加算		(1日につき55単位を加算)	3月以上連続して減算の場合×50/100	5月以上連続して減算の場合×50/100
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)		3月以上連続して減算の場合×50/100
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)		
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)		
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)		
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)		
日中支援加算		(1日につき270単位を加算)		
通勤者生活支援加算		(1日につき18単位を加算)		
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1日につき561単位を加算)		
	ロ 入院期間が7日以上	(1日につき1,122単位を加算)		
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外出期間が3日以上7日未満	(1日につき167単位を加算)		
	ロ 外出期間が7日以上	(1日につき374単位を加算)		
長期入院時支援特別加算		(1日につき76単位を加算)		
長期帰宅時支援加算		(1日につき25単位を加算)		
地域移行加算		(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)		
地域生活移行個別支援特別加算		(1日につき670単位を加算)		
精神障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)		
障害行動障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)		
食事提供体制加算(Ⅰ)		(1日につき48単位を加算)		
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき268単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算) (10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算)		
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算) (2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算) (3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算) (4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算) (5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算) (6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算) (7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算) (8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算) (9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算) (10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算)		
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)		

看護職員配置加算(Ⅱ)		(1日につき13単位を加算)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×57/1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×41/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×23/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの80/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 十所定単位×8/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○就労移行支援サービス費

基本部分			注 地方公共団 体が設置す る指定就労 移行支援事 業所又は指 定障害者支 援施設の場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 職業指導員若 しくは生活支 援員又は就労 支援員の員数 が基準に満た ない場合 又は サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合	就労移行支 援計画等が 作成されてい ない場合	標準利用期 間超過減算	身体拘束廃 止未実施減 算		
イ 就労移行支援 サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (1,089単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から4 月目まで × 70/100 5月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用 される月から 2月目まで × 70/100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	× 95/100	利用者全員 について、1 日につき5単 位を減算
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (935単位)							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (807単位)							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (668単位)							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (564単位)							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (524単位)							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (500単位)							
	(2) 定員21人以上 40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (999単位)							
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (841単位)							
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (714単位)							
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (627単位)							
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (513単位)							
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (464単位)							
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (442単位)							
	(3) 定員41人以上 60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (968単位)							
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (817単位)									
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (682単位)									
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (592単位)									
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (504単位)									
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (443単位)									
(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (422単位)									
(4) 定員61人以上 80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (915単位)								
	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (776単位)								
	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (636単位)								
	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (540単位)								
	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (463単位)								
	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (414単位)								
	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (394単位)								
(5) 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (863単位)								
	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (740単位)								
	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (597単位)								
	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (495単位)								
	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (466単位)								
	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (387単位)								
	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (369単位)								
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)						
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)						
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)						
就労支援関係研修修了加算			(1日につき6単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)						
初期加算			(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)						
訪問支援特別加算 (月2回を限度)			イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)						
			ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)						
欠席時対応加算(月4回を限度)			(1回につき94単位を加算)						
就労定着支援体制 加算	イ 6月以上12月 未満の就労定着者	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき15単位を加算)	注 平成30年9月末まで						
		(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき24単位を加算)							
		(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき36単位を加算)							
		(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき51単位を加算)							
		(5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき73単位を加算)							
	ロ 12月以上24月 未満の就労定着者	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき13単位を加算)							
		(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき21単位を加算)							
		(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき31単位を加算)							
		(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき44単位を加算)							
		(5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき63単位を加算)							
	ハ 24月以上36月 未満の就労定着者	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき11単位を加算)							
		(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき17単位を加算)							
		(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき26単位を加算)							
		(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき37単位を加算)							
		(5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき53単位を加算)							

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)	
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)	
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)
移行準備支援体制加算	イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき41単位を加算)	
	ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき100単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
通勤訓練加算			(1日につき800単位を加算)
在宅時生活支援サービス加算			(1日につき300単位を加算)
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×67/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×49/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×27/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 十所定単位×9/1,000)

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分		注		注		注		注							
		地方公共団 体が設置する 指定就労移行 支援事業 所又は指定 障害者支援 施設の場合		利用者の数 が利用定員を 超える場合 又は		職業指導員若 しくは生活支 援員又は就労 支援員の員数 が基準に満た ない場合		サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合		就労移行支 援計画等が 作成されてい ない場合		標準利用隔 間超過減算		身体拘束廃 止未実施減 算	
口 就労移行支援サービス費 (Ⅱ)	(1) 定員20人以下 														

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)	注 同一敷地内の場合	×70/100
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合	+50単位
通動訓練加算		(1日につき800単位を加算)		
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)		
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)		
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×67/1,000) (1月につき 所定単位×49/1,000) (1月につき 所定単位×27/1,000) (1月につき 十八の90/100) (1月につき 十八の80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1,000)	

○就労継続支援A型サービス費

基本部分			注	注						
			地方公共団 体が設置する 指定就労継続 支援A型事業 所等の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	又は	職業指導員 又は生活支 援員の員数 が基準に満た ない場合	又は	サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	就労継続支 援A型計画等 が作成されて いない場合	身体障害者 止未実施減 算
イ 就労継続支援 A型サービス費 (Ⅰ) (7.5.1)	(1) 定員20人以 下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(615単位)	× 965/1,000	× 70/100					
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(603単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(594単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(586単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(498単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(410単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(322単位)							
	(2) 定員21人以上 40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(546単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(536単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(528単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(521単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(443単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(364単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(288単位)							
	(3) 定員41人以上 60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(513単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(503単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(496単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(489単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(415単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(341単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(268単位)							
	(4) 定員61人以上 80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(503単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(494単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(487単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(480単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(408単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(335単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(263単位)							
	(5) 定員81人以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(487単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(477単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(470単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(464単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(393単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(324単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(255単位)							
ロ 就労継続支援 A型サービス費 (Ⅱ) (10.1)	(1) 定員20人以 下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(560単位)	× 965/1,000	× 70/100	3月以上連続 して減算の場合 × 50/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100	減算が適用さ れる月から4 月目まで × 70/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100	利用者全員に ついて、1日につ き5単位を 減算
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(549単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(541単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(534単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(454単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(373単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(293単位)							
	(2) 定員21人以上 40人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(499単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(490単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(483単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(476単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(403単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(332単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(261単位)							
	(3) 定員41人以上 60人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(464単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(455単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(448単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(442単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(375単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(309単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(243単位)							
	(4) 定員61人以上 80人以下	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(454単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(445単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(439単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(433単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(367単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(302単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(238単位)							
	(5) 定員81人以上	(一) 1日の平均労働時間が7時間以上の場合	(438単位)							
		(二) 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満の場合	(430単位)							
		(三) 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満の場合	(424単位)							
		(四) 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満の場合	(418単位)							
		(五) 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合	(354単位)							
		(六) 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満の場合	(292単位)							
		(七) 1日の平均労働時間が2時間未満の場合	(229単位)							
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)						
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)						
			ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)						

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算				(1日につき41単位を加算)	
重度者支援体制加算	イ 療養者支援体制加算(Ⅰ) (療養施設平均定員100名以上・15床以上) が100分の50%	(1)定員20人以下	(1日につき56単位を加算)		
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)		
		(3)定員41人以上80人以下	(1日につき47単位を加算)		
		(4)定員81人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)		
		(5)定員81人以上	(1日につき45単位を加算)		
	ロ 療養者支援体制加算(Ⅱ) (療養施設平均定員100名以上・15床以上) が100分の25%	(1)定員20人以下	(1日につき26単位を加算)		
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)		
		(3)定員41人以上80人以下	(1日につき24単位を加算)		
		(4)定員81人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)		
		(5)定員81人以上	(1日につき22単位を加算)		
初期加算				(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)	
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)			
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)			
欠席時対応加算(月4回を限度)				(1回につき94単位を加算)	
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就労は除く	
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)		
		(3)定員41人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)		
		(4)定員81人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)		
		(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)		
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下	(1日につき39単位を加算)		
		(2)定員21人以上40人以下	(1日につき17単位を加算)		
		(3)定員41人以上80人以下	(1日につき9単位を加算)		
		(4)定員81人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)		
		(5)定員81人以上	(1日につき5単位を加算)		
資金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき70単位を加算)			
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき43単位を加算)			
	ハ 定員41人以上80人以下	(1日につき26単位を加算)			
	ニ 定員81人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)			
	ホ 定員81人以上	(1日につき15単位を加算)			
施設外就労加算				(1日につき100単位を加算)	
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)			
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)			
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)			
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)				(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算				(1日につき30単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100		
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位		
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)			
在宅時生活支援サービス加算				(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算				(1日につき480単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×94/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)		
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×40/1,000)			
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×22/1,000)			
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90/100)			
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×80/100)			
福祉・介護職員処遇改善特別加算				(1月につき 所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1,000)

○就労継続支援B型サービス費

基本部分			注	注									
			地方公共団 体が設置する 指定就労継続 支援B型事業 所等の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合	職業指導員 又は生活支 援員の員数 が基準に満 たない場合	サービス管理 責任者の員 数が基準に満 たない場合	就労継続支 援B型計画等 が作成されて いない場合	身体拘束減 算					
イ 就労継続支 援B型サービ ス費(Ⅰ) (7.5.1)	(1) 定員20人以 下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(645単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から4 月目まで × 70/100 5月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	利用者全員に ついて1日 につき5単位 を減算				
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(621単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(609単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(597単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(586単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(571単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(562単位)										
	(2) 定員21人以 上40人以下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(572単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(552単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(541単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(531単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(521単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(508単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(500単位)										
	(3) 定員41人以 上60人以下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(537単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(518単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(508単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(498単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(489単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(476単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(469単位)										
	(4) 定員61人以 上80人以下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(527単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(506単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(499単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(489単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(480単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(468単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(460単位)										
	(5) 定員81人以 上	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(510単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(491単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(482単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(473単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(464単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(452単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(445単位)										
ロ 就労継続支 援B型サービ ス費(Ⅱ) (10.1)	(1) 定員20人以 下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(587単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から4 月目まで × 70/100 5月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100 3月以上連続 して減算の場 合 × 50/100	利用者全員に ついて1日 につき5単位 を減算				
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(565単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(555単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(544単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(534単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(520単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(512単位)										
	(2) 定員21人以 上40人以下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(523単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(504単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(494単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(485単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(476単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(464単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(457単位)										
	(3) 定員41人以 上60人以下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(486単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(468単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(459単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(450単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(442単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(431単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(424単位)										
	(4) 定員61人以 上80人以下	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(476単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(458単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(450単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(441単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(433単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(422単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(415単位)										
	(5) 定員81人以 上	(一) 平均工資月額が4万5千円以上の場合	(459単位)										
		(二) 平均工資月額が3万円以上4万5千円未満の場合	(442単位)										
		(三) 平均工資月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(434単位)										
		(四) 平均工資月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(426単位)										
		(五) 平均工資月額が1万円以上2万円未満の場合	(418単位)										
		(六) 平均工資月額が5千円以上1万円未満の場合	(407単位)										
		(七) 平均工資月額が5千円未満の場合	(401単位)										
ハ 基準該当就労継続支援B型 サービス費 ()			()										
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)										

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			(1日につき41単位を加算)	
重度者支援体制加算	イ 通訳専任体制加算(Ⅰ) 障害者割合が100分の50	(1) 定員20人以下	(1日につき56単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)	
		(3) 定員41人以上80人以下	(1日につき47単位を加算)	
		(4) 定員81人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき45単位を加算)	
	ロ 通訳専任体制加算(Ⅱ) 障害者割合が100分の25	(1) 定員20人以下	(1日につき28単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)	
		(3) 定員41人以上80人以下	(1日につき24単位を加算)	
		(4) 定員81人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき22単位を加算)	
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)				
(1) 1時間未満		(1回につき187単位を加算)		
(2) 1時間以上		(1回につき280単位を加算)		
欠席時対応加算(月4回を限度)				(1回につき94単位を加算)
就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	注1 前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)	
		(3) 定員41人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)	
		(4) 定員81人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(1日につき39単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき17単位を加算)	
		(3) 定員41人以上80人以下	(1日につき9単位を加算)	
		(4) 定員81人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(1日につき5単位を加算)	
目標工賃達成指導員配置加算				
イ 定員20人以下		(1日につき89単位を加算)		
ロ 定員21人以上40人以下		(1日につき80単位を加算)		
ハ 定員41人以上80人以下		(1日につき75単位を加算)		
ニ 定員81人以上80人以下		(1日につき74単位を加算)		
ホ 定員81人以上		(1日につき72単位を加算)		
施設外就労加算 (1日につき100単位を加算)				
医療連携体制加算				
イ 医療連携体制加算(Ⅰ)		(1日につき500単位を加算)		
ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)		(1日につき250単位を加算)		
ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)		(1日につき500単位を加算)		
ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)		(1日につき100単位を加算)		
利用者負担上服薬管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき30単位を加算)				
送迎加算				
イ 送迎加算(Ⅰ)		(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合	×70/100
ロ 送迎加算(Ⅱ)		(片道につき10単位を加算)		
障害福祉サービスの体験利用支援加算				
イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)		(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合	+50単位
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)		(1日につき250単位を加算)		
在宅時生活支援サービス加算 (1日につき300単位を加算)				
社会生活支援特別加算 (1日につき480単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×52/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×28/1,000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×18/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 所定単位×18/1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×38/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×21/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×28/1,000)		
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)		
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)		
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×7/1,000)				
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1,000)				

注1 前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

注 同一敷地内の場合 ×70/100

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注3 指定障害者支援施設において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1,000)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1,000)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1,000)

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×28/1,000)

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×18/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1,000)

○就労定着支援サービス費

基本部分		注			
		就労定着支援 員の員数が基 準に満たない 場合	サービス管理 責任者の員数 が基準に満た ない場合	就労定着支援 計画が作成さ れていない場 合	特別地域加 算
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合	(1月につき3,200単位)			
	(2) 就労定着率が9割以上9割未満の場合	(1月につき2,640単位)			
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき2,120単位)			
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	(1月につき1,600単位)			
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,360単位)			
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	(1月につき1,200単位)			
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	(1月につき1,040単位)			
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割以上の場合	(1月につき2,560単位)			
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	(1月につき2,112単位)			
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき1,696単位)			
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	(1月につき1,280単位)			
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,088単位)			
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	(1月につき960単位)			
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	(1月につき832単位)			
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割以上の場合	(1月につき2,400単位)			
	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	(1月につき1,980単位)			
	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき1,590単位)			
	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	(1月につき1,200単位)			
	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,020単位)			
	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	(1月につき900単位)			
	(7) 就労定着率が1割未満の場合	(1月につき780単位)			
企業連携等調整特別加算		(1月につき240単位を加算)			
初期加算		(1月につき900単位を加算)			
就労定着実績体制加算		(1月につき300単位を加算)			
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算		(1月につき120単位を加算)			
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)		(1月につき150単位を加算)			
			減算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100 3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	減算が適用さ れる月から4月 目まで ×70/100 5月以上連続し て減算の場合 ×50/100	減算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100 3月以上連続し て減算の場合 ×50/100
					+240単位

○自立生活援助サービス費

基本部分	
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満 (1月につき1,547単位)
	(2) 30:1以上 (1月につき1,083単位)
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満 (1月につき1,158単位)
	(2) 30:1以上 (1月につき811単位)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1月につき450単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1月につき300単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1月につき180単位を加算)
初回加算 (1月につき500単位を加算)	
同行支援加算 (1月につき500単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)	

注			注
サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
減算が適用される月から4月目まで × 70/100 5月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	× 95/100	+230単位

○共同生活援助サービス費

基本部分			注	注				注									
			大規模住居等減算	居老人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束禁止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合									
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(4:1)	(1) 区分6 (561単位) (2) 区分5 (547単位) (3) 区分4 (497単位) (4) 区分3 (381単位) (5) 区分2 (292単位) (6) 区分1以下 (242単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算										
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(5:1)	(1) 区分6 (611単位) (2) 区分5 (496単位) (3) 区分4 (417単位) (4) 区分3 (331単位) (5) 区分2 (242単位) (6) 区分1以下 (193単位)															
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(6:1)	(1) 区分6 (578単位) (2) 区分5 (463単位) (3) 区分4 (383単位) (4) 区分3 (298単位) (5) 区分2 (209単位) (6) 区分1以下 (170単位)															
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6 (691単位) (2) 区分5 (577単位) (3) 区分4 (497単位) (4) 区分3 (411単位) (5) 区分2 (322単位) (6) 区分1以下 (272単位)															
ホ 租人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合 (2) 世話人配置5:1の場合 (3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6 (440単位) (二) 区分5 (394単位) (三) 区分4 (361単位) (一) 区分6 (389単位) (二) 区分5 (343単位) (三) 区分4 (311単位) (一) 区分6 (356単位) (二) 区分5 (310単位) (三) 区分4 (278単位)															
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(3:1)	(1) 区分6 (1,096単位) (2) 区分5 (982単位) (3) 区分4 (801単位) (4) 区分3 (717単位)						入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算					
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(4:1)	(1) 区分6 (1,014単位) (2) 区分5 (898単位) (3) 区分4 (816単位) (4) 区分3 (633単位)															
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(5:1)	(1) 区分6 (863単位) (2) 区分5 (846単位) (3) 区分4 (765単位) (4) 区分3 (582単位)															
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6 (1,128単位) (2) 区分5 (1,012単位) (3) 区分4 (931単位) (4) 区分3 (747単位)															
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合 (2)世話人配置4:1の場合 (3)世話人配置5:1の場合 (4)体験利用の場合	(一) 区分6 (804単位) (二) 区分5 (788単位) (三) 区分4 (707単位) (四) 区分3 (620単位) (五) 区分2 (458単位) (六) 区分1以下 (397単位) (一) 区分6 (820単位) (二) 区分5 (704単位) (三) 区分4 (622単位) (四) 区分3 (536単位) (五) 区分2 (371単位) (六) 区分1以下 (321単位) (一) 区分6 (769単位) (二) 区分5 (652単位) (三) 区分4 (571単位) (四) 区分3 (485単位) (五) 区分2 (321単位) (六) 区分1以下 (277単位) (一) 区分6 (834単位) (二) 区分5 (818単位) (三) 区分4 (737単位) (四) 区分3 (650単位) (五) 区分2 (486単位) (六) 区分1以下 (427単位)															

個人単位で居宅介護等を利用する場合 (特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(693単位)						
			(二) 区分5	(646単位)						
			(三) 区分4	(613単位)						
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(606単位)						
			(二) 区分5	(562単位)						
			(三) 区分4	(529単位)						
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(557単位)						
			(二) 区分5	(511単位)						
			(三) 区分4	(478単位)						
		(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(601単位)						
			(二) 区分5	(554単位)						
			(三) 区分4	(521単位)						
(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(516単位)								
	(二) 区分5	(470単位)								
	(三) 区分4	(437単位)								
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(465単位)								
	(二) 区分5	(419単位)								
	(三) 区分4	(386単位)								
					世話人の員数が基準に満たない場合		外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合			
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)					入居定員が8人以上 ×90/100 入居定員が21人以上 ×67/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される 月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	・受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 95単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに86単位を加算した単位数 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)										
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)										
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (10:1)										
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用)										
福祉専門職員配置等加算					イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算					(1日につき41単位を加算)					
看護職員配置加算					(1日につき70単位を加算)					
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	(1日につき672単位を加算)		ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)			
		(2)夜間支援対象利用者3人	(1日につき448単位を加算)			(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき64単位を加算)			
		(3)夜間支援対象利用者4人	(1日につき336単位を加算)			(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき50単位を加算)			
		(4)夜間支援対象利用者5人	(1日につき269単位を加算)			(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき37単位を加算)			
		(5)夜間支援対象利用者6人	(1日につき224単位を加算)			(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき259単位を加算)			
		(6)夜間支援対象利用者7人	(1日につき192単位を加算)			(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき112単位を加算)			
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき149単位を加算)			(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき30単位を加算)			
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき112単位を加算)			(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	(1日につき259単位を加算)			
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき90単位を加算)			(9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき18単位を加算)			
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	(1日につき75単位を加算)			(10)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき10単位を加算)			
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき54単位を加算)							
	活動職員加配加算					(1日につき149単位を加算)				
	重度障害者支援加算					(1日につき360単位を加算)				
	日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)		ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	(1日につき539単位を加算)	
			(2)日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を加算)			(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	(1日につき270単位を加算)	
									(二) 区分3以下	(1日につき135単位を加算)
									(二) 区分3以下	(1日につき135単位を加算)
	自立生活支援加算					(入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)				
	入院時支援特別加算 (月1回を限度)					イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)			
						ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)			
在宅時支援加算 (月1回を限度)					イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)				
					ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)				
長期入院時支援特別加算					イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき122単位を加算)				
					ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき150単位を加算)				
					ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を加算)				
長期在宅時支援加算					イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)				
					ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)				
					ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)				
地域生活移行個別支援特別加算					(1日につき670単位を加算)					

精神障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)
強度行動障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき39単位を加算)
通所者生活支援加算		(1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×74/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算を選択することとし、併給不可
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×74/1,000	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×170/1,000	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×54/1,000	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×54/1,000	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×124/1,000	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×30/1,000	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×30/1,000	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×69/1,000	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位の90/100	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位の90/100	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位の90/100	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位の80/100	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位の80/100	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位の80/100	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×10/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算を選択することとし、併給不可
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×10/1,000	
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき 所定単位×23/1,000	

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○計画相談支援給付費

基本部分		注 居宅介護支援 費重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援 費重複減算Ⅱ	注 介護予防支援 費重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1) サービス利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,458単位)	-552単位	-854単位	+15/100
	(2) サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき729単位)	-125単位		
ロ 継続サービス利用支援費	(1) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,207単位)	-602単位	-904単位	
	(2) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき603単位)	-300単位	-9単位	
ハ 経過的服务利用支援費	(1) 経過的服务利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,611単位)	-705単位	-1,007単位	
	(2) 経過的服务利用支援費(Ⅱ)	(1月につき806単位)	-202単位	-112単位	
ニ 経過の継続サービス利用支援費	(1) 経過の継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,310単位)	-705単位	-1,007単位	
	(2) 経過の継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき655単位)	-50単位	-352単位	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)			
初回加算		(1月につき300単位を加算)		注 経過的服务利用支援費を算定する場合は算定不可	
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき500単位を加算)			
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき400単位を加算)			
	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき300単位を加算)			
	ニ 特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき150単位を加算)			
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)			
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)			
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)		注 初回加算と選択することとし、併給不可	
居宅介護支援事業所等連携加算		(1月につき100単位を加算)			
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)		注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可	
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)			
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)			